

鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金交付要綱

制定 令和2年4月16日付第201900345898号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、民間企業等が県内で流通する県産材を効果的かつ先駆的に使用して、多くの県民が利用する商業・福祉・保育等の施設を木造化又は内装木質化し、あわせて県産材の普及活動を行うことにより県民に県産材の良さを伝え、県産材の利用促進につなげることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間企業等

県内に所在する民間施設の経営者とする（法人・個人とも対象とする）。

(2) 県産材

県内の森林で育ち伐採された原木を県内で製材・加工した製材品又は部材のすべてが同原木を県内で加工した木材で構成された製品（単板積層材（以下「LVL」という。）、直交集成板（以下「CLT」という。）及び合板）をいう。

(3) 木造化

建築物を新築、増築、改築するに当たり、構造耐力上主要な部分（柱、梁桁、壁、小屋組み、土台、斜め材、床等）に木材を使用することをいう。

(4) 県産JAS製品

次に掲げる要件を満たす県産材をいう。

ア 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項の規定による格付が行われたものであること。

(5) 内装木質化

建築物を新築、増築、改築又は模様替えするに当たり、内装に木材を使用することをいう。

(6) 延床面積

建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する面積をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業主体」という。）に対し、同表の第3欄及び欄外に掲げる要件を全て満たす場合に、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）又は単価（以下「補助単価」という。）を乗じて得た額以下とし、別表の第5欄に掲げる額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 本補助金の交付を希望する事業主体は、農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長（以下「課長」という。）が別に定める日までに、様式第1号及び様式第2号により、事業計画書を課長に提出しなければならない。

（対象事業の認定）

第6条 対象事業の認定は、鳥取県補助金等審査会（鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業評価委員会）（以下「委員会」という。）において行う。

- 2 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。
- 3 審査方法については、委員会が別に定めるものとする。

（交付申請の時期等）

第7条 本補助金の申請は、課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率又は補助単価を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（進捗状況報告の時期）

第10条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第18条第1項に基づき、県は前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行し、令和2年度から適用する。

別表（第4条、第9条関係）

1 補助事業		2 事業主体	3 補助対象経費	4 補助率又は 補助単価	5 限度額	6 重要な 変更
鳥取県 県産材 利用促 進に向 けた非 住宅建 築モデ ル推進 事業	木造化 （木造建 築モデル 整備）	民間企業 等（市町村 を除く）	1 補助対象経費 事業主体が経営する多くの県民の 利用が見込まれる商業・福祉・保育等 の施設を県内で一般に流通する県産 材を使用して木造化する経費 2 要件 ・開口部の間口が6 m以上の大空間の ある施設を、県内で流通する県産材 を使用して木造トラス構造を用い て建築すること。トラス構造は現し （見える状態）とすること。 ・木造であることが分かるように現し とする等の工夫をすること。 ・構造耐力上主要な部分（柱、梁桁、 壁、小屋組み、土台、斜め材、床等） に使用する木材は原則、県産JAS 製品とすること。	延床面積1 m ² 当たり 16千円	5,000 千円	・事業 完了予 定年月 日の変 更 ・補助 金の増
	内装木質 化（木質空 間モデル 整備）	民間企業 等（市町村 を除く）	1 補助対象経費 事業主体が経営する多くの県民の 利用が見込まれる商業・福祉・保育等 の施設を県内で一般に流通する県産 材を効果的かつ先駆的な使用方法に より内装木質化する次の経費 （1）木材費、木材加工費、木工事費 （県産材に係る経費のみ） （2）組立キット、家具等の製作、購 入費（県産材に係る経費のみ）	補助対象経 費の2分の 1	1,500 千円	
	県産材普 及活動	民間企業 等（市町村 を除く）	1 補助対象経費 県産材普及活動（構造見学会、完成 見学会、展示会等の実施、パンフレッ トの作成、新聞掲載等）に要する経費	補助対象経 費の2分の 1	250 千円	

＜共通要件＞

- ・本事業は県産材普及活動の実施を必須とし、交付決定を行った年度の翌年度の2月末日までに完了すること。ただし、木造化又は内装木質化は、県産材普及活動を行うのに十分な期間を確保して完了すること。
- ・木造化又は内装木質化は、県内事業者が建築基準法等関係法令を遵守し、施工すること。
- ・本事業で整備した建築物には、県が贈呈する木造建築モデル又は木質空間モデルの認定盾を掲示すること。
- ・事業主体は、県が行う情報発信（ホームページやパンフレットへの掲載等）に協力すること。
- ・同一の建築物で木造化と内装木質化の事業を実施することはできない。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
名 称
代表者

印

年度鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業計画書について
(提出)

このことについて、別添のとおり計画したので、鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月16日付第201900345898号鳥取県農林水産部長通知）第5条の規定に基づき、提出します。

（ 担当者 職・氏名
電話番号
電子メール ）

鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業 計画（報告）書

1 事業区分

事業区分	(1) 木造化 ・ (2) 内装木質化
------	---------------------

(注) 事業区分について、該当する番号を丸で囲んでください。

2 施設の概要

(1) 施設の名称													
(2) 施設の所在地													
(3) 施設の用途													
(4) 構造・規模	階建、延床面積 m^2												
(5) 木材使用量	m^3												
(6) 県産材使用量及び使用率	m^3 、 %												
(7) JAS製品の使用量及び使用率	m^3 、 %												
(8) 内装木質化の内容	ア 使用する県産材の内容												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>数量(m^3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内装木質化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>組立キット・家具等の製作・購入費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 内容は、使用する県産材の種類、施設の使用場所（床、壁等）を具体的に記載してください。</p> <p>イ デザイン性、先駆性</p> <table border="1"> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p>(注) 県産材の使用にあたり特に取り入れたデザイン、先駆性等を具体的に記載してください。</p>	区 分	内 容	数量(m^3)	内装木質化			組立キット・家具等の製作・購入費			計		
区 分	内 容	数量(m^3)											
内装木質化													
組立キット・家具等の製作・購入費													
計													
(9) 施工期間	木造化又は内装木質化工事 年 月 日 ～ 年 月 日												

(注1) 県産材使用率は、使用する木材のうち県産材の割合を記載してください。

(注2) JAS製品の使用量及び使用率は、木造化の場合に記載してください。

(注3) 内装木質化の内容は、内装木質化の場合に記載してください。

様式第3号（第7条、第11条関係）

鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業 収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減（円）	備考
補助金				
自己資金				
その他（ ）				
計				

(2) 支出

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減（円）	備考
計				

(注) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額及び差引増減額を記載してください。

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

3 添付書類（事業計画書（様式第1号）、交付申請書及び実績報告書に添付する書類。ただし、事業計画書に添付した内容と同じ場合は交付申請書への添付は必要ありません。）

- 【共通】
- (1) 位置図
 - (2) 設計金額内訳書
 - (3) 設計図面
 - ア 特記仕様書
 - イ 求積図等（敷地と建物の面積が分かる書類）
 - ウ 平面図
 - エ 立面図
 - オ 天井伏図等（天井の材料や形状が分かる書類）
 - カ 詳細図
 - キ 矩計図等（床や天井小屋裏の断面の詳細が分かる書類）
 - (4) 法人の概要が分かる書類（法人の場合のみ）
 - (5) 工程表
 - (6) 写真（施工前写真、施工状況写真、完成写真）
 - (7) 構造見学会等の実施報告書（日時、参加者数、参加者の感想等を任意様式で報告）
 - (8) 県産材普及活動に使用した資料（パンフレット等）
 - (9) 領収書
 - (10) 鳥取県産材産地証明書の写し
 - (11) 県産JAS材であることを証明する書類

【木造化】木造化する施設と同規模の建築物の過去の建築費と比較した資料

番 年 月 日
号

職 氏 名 様

職 氏 名 印

年度鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は「鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- （1）算定基準額 金 円
- （2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月16日第201900345898号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
名 称
代表者

印

年度鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称																	
事業内容	<p>(1) 実施した内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内装木質化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産材普及活動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実績報告書に添付する様式第2号に準じて記載すること。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内装木質化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産材普及活動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	木造化		内装木質化		県産材普及活動		区分	内容	木造化		内装木質化		県産材普及活動	
区分	内容																
木造化																	
内装木質化																	
県産材普及活動																	
区分	内容																
木造化																	
内装木質化																	
県産材普及活動																	

2 予算の執行状況

(単位：円)

区分	算定基準額	交付決定額
交付決定		
初年度における実績額 (年度)		
次年度における予定額 (年度)		

(注) 実施した内容、経費が確認できる資料（実績報告時の添付書類に準じた図面、写真、領収書等）を添付すること。

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
名 称
代表者

印

年度鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度鳥取県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県木質空間モデル施設整備推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額 (年 月 日付 第 号による通知額)	金	円
2 上記に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）	金	円
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額	金	円
5 補助金返還相当額（4の金額から3の金額を減じて得た額）	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。